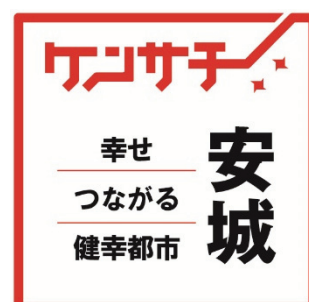


第1章

策定にあたって

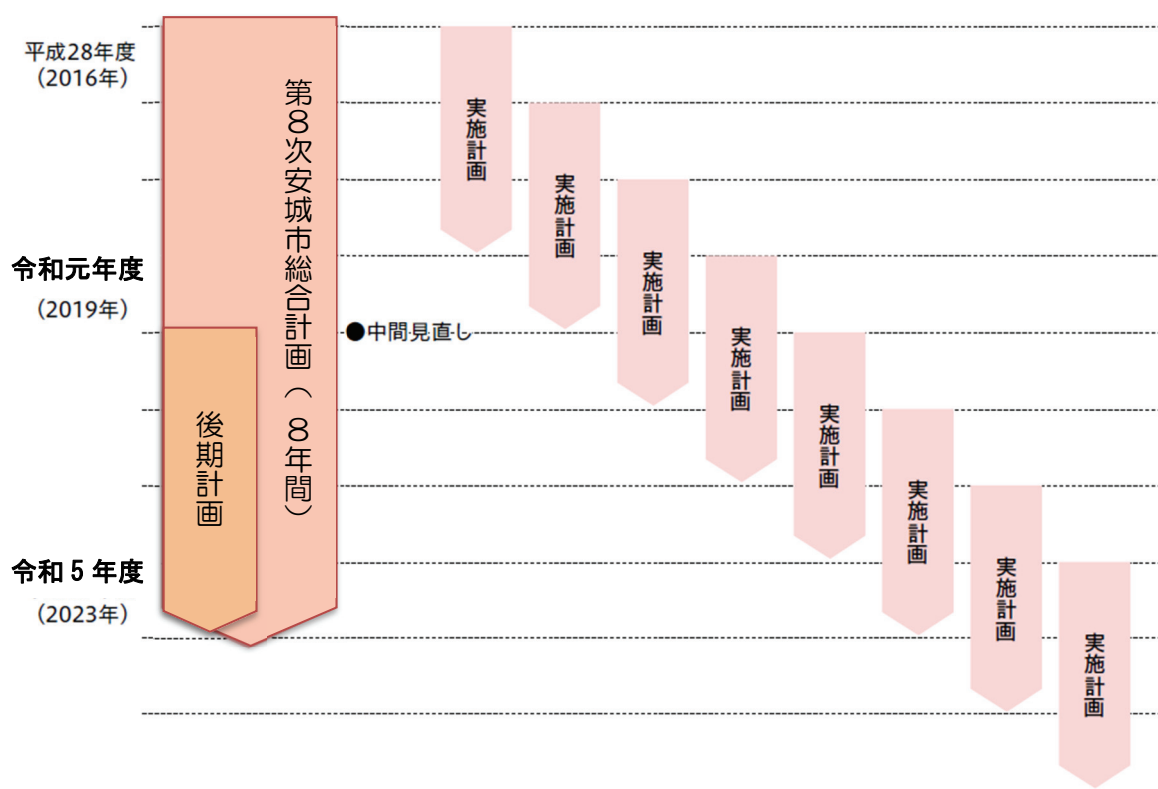


第1節 位置付け

第8次安城市総合計画（後期計画）（以下、「総合計画」という。）は、自治体経営の最上位に位置付けられる計画であり、健康や福祉、都市計画、教育、産業など、行政が携わる全分野の主要な施策の中長期的な方針を示すものです。既成の制度に基づき継続的に実施する施策及び実施手段としての事業に関する記述は、原則として関連する個別計画に委ねています。各分野で新たに策定する個別計画は、総合計画に記した方針に沿って検討します。

第2節 期間

第8次安城市総合計画の全期間は、平成28年度（2016年度）から令和5年度（2023年度）までの8年間です。後期計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの4年間です。これとは別に、総合計画に示した施策の実現にあたり、3年間で取り組む具体的な事業を記載した実施計画を毎年策定します。



第3節 特徴

第1項 策定の視点

(1) 協働の視点

まちづくりは市民や町内会、NPO、ボランティア、各種団体、企業、行政など、様々な主体が協働により取り組むものです。そこで、総合計画では、地域における課題の発見や解決に寄与する行政活動を取り上げ、協働によるまちづくりを促す仕組みや仕掛けについて記載します。

(2) 横断的視点

行政が取り組む施策は、当該分野の政策課題を解決するだけでなく、他の分野にも効果をもたらすことが少なくありません。例えば、公共交通は、交通弱者の移動利便性を高めることはもちろん、自家用車の利用を減らし温室効果ガスの排出削減につながると考えられます。各施策がもたらす様々な効果を総合計画に示すことで、その有効性を共有します。

(3) 未来的視点

社会情勢の変化として、情報通信技術など Society5.0 の実現に向けた技術（未来技術）の進歩や持続可能な開発目標（SDGs）の理念（「誰一人取り残さない」社会の実現）の推進などがあります。未来技術は、少子高齢化・人口減少の課題の最前線にある地方においてこそ、ピンチをチャンスに変える力を持っています。SDGs は、民間企業、金融機関などとの連携を促進することで地域における「自律的好循環」を形成し、地方創生と持続可能なまちづくりの実現を目指すものです。このような未来的視点を総合計画に取り入れていきます。

第2項 総合計画の役割

(1) 戦略型の計画

各項目の「施策が目指す姿」を実現するうえでの課題の解決や設定した成果指標の達成に大きく貢献する施策を絞り込み、本市が今後どのような取組を行うのかをわかりやすく示す戦略的な計画です。総合計画に記載される施策は、本市が今後重点的に実施するものであり、優先的に推進します。

(2) 実効性

各項目に成果指標を設定し、計画期間における目標の達成を目指します。

成果指標の達成に資する各施策は実施主体となる市の組織が決まっており、進捗状況の管理を行いながら施策に取り組みます。

(3) 個別計画との整合性

総合計画は、各分野の中長期的な視点による施策の方針までを記載しています。各項目に記載した関連する個別計画を見ることで、具体的な取組について把握することができるようになっています。